

第14章 水防活動実施報告、水防功労者推薦及び公務災害補償

第1節 水防活動実施報告

水防活動を行ったときは、本部長は、所定の期日までに資料様式編第16の事項を取りまとめ、県南広域振興局土木部長を経由して県知事に報告する。

第2節 水防功労者推薦

水防作業において、特に功労があった個人又は団体を、水防作業終了後速やかに、個人にあっては本部長が、団体にあっては県南広域振興局土木部長が、資料様式編第17により県知事に推薦することができる。

第3節 公務災害補償

水防隊員及び水防従事者が、水防作業に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び第45条の規定に基づき、奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年市条例第324条）（資料様式編第22）に定めるところにより補償する。